

秋田被害者 支援センターだより

第 6 号

平成18年3月18日

発行者 社団法人秋田被害者支援センター

理事長 佐 藤 恵

電話 018-887-7605 FAX 018-887-7608

相談電話 018-832-8010

電話受付 午前10時～午後4時

(月曜日～金曜日 祝日・年末年始を除く)

「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」について

社団法人秋田被害者支援センター

理事長 佐 藤 恵



このほど、秋田県では全国各都道府県に先がけて、国の基本計画を受けて、「日本一安全・安心な秋田県」をうたい文句としながら、県内の犯罪被害者支援に関わる人たちから意見を集約して、表題の「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」をまとめて発表した。

基本方針では、五つの重点課題を取り上げている。

第一には、犯罪による損害の回復・経済的支援(損害賠償請求への援助、給付金支給に関する制度の充実、住居の安定、雇用の安定)

第二には、精神的・身体的被害の回復・防止(保健医療サービス及び福祉サービスの充実、再被害からの安全の確保、保護・捜査・公判等の過程における配慮による二次的被害の防止)

第三には、刑事手続きへの関与の充実(刑事手続きへの関与のための犯罪被害者等に対する情報提供の充実)

第四には、支援等のための体制の整備(関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化)

第五には、県民の理解の増進を図るための広報啓発活動及び情報提供等の実施(各学校や家庭、地域における、非行防止、生命尊重、被害者の人権問題等の指導の徹底を図る)の五つが挙げられている。

私たち、被害者の立場に立った民間団体である「秋田被害者支援センター」では、この様な秋田県で出した「被害者支援のための基本計画」の趣旨に則しながら、今後共地道ながら犯罪被害者の支援活動を展開していきたいと思っている。私どもの団体は一般県民からの応募によるボランティア団体であり、また、この活動に理解と協力を得て賛助会員になっていただいた方の会費や寄付金でまかなっているのが現状であるので、人材の確保と共に、財政的に強化していく必要がある。

県民各位、及び地方行政からのより一層の支援をお願いする。

なお、基本計画については、TVや新聞(魁2月15日)などで取り上げられて報道されている。

これらのニュースでは、全国的にも話題になった被害者名の実名報道について「実名は警察判断」をタイトルとして、秋田報道懇話会で報道の自由を楯に一様に反対している事を述べている。しかし、私どもが犯罪被害者およびその遺族達に、実際に接して見ると、「マスコミの一方的な取材により、犯罪被害者たちはマスコミによる二次的な被害で傷ついている人々もいるということにも配慮してほしい。」ということを敢えて言いたい。

私どもは、警察に対し報道の際「犯罪被害者の意向に十分に配慮した上で、実名にするか、匿名にするかを判断してほしい」ことを願うものである。

秋田県犯罪被害者等支援基本計画について

～ 犯罪被害者等への支援にご協力を！～

秋田県では、犯罪被害者等の被害の回復及び社会復帰を図るための「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

基本計画では、以下の5つの重点課題を設定し、市町村、関係機関・団体等と連携強化を図り、総合的な被害者支援を行うことにしております。

被害者が被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるよう県民の皆様の理解と配慮、そして協力をお願いします。

被害者支援団体

社秋田県被害者支援センター

電話相談：018-832-8010
ホームページアドレス
<http://www.avc.or.jp>
賛助会員募集中

県

- ◆秋田県女性相談所 ☎ 0120-783-251
- ◆児童相談所（北相談所） ☎ 0186-52-3956
（中央相談所） ☎ 018-862-7311
（南相談所） ☎ 0182-32-0500
- ◆秋田県交通事故相談所 ☎ 018-836-7804
- ◆精神保健福祉センター ☎ 018-892-3773

関係機関

- ◆秋田地方検察庁 ☎ 018-862-5572
- ◆財暴力団壊滅秋田県民会議 ☎ 0120-893-184
- ◆自動車事故対策機構秋田支所 ☎ 018-863-5875

市町村

- ◆福祉（市福祉事務所、町村担当課）
- ◆保健・医療（秋田市保健所、市町村担当課）
- ◆育児・教育（担当課）

計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

重点課題

- ① 損害回復・経済的支援 犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減するための各種施策の推進
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止 心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるための各種施策の推進
- ③ 刑事手続への関与の充実 犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるための各種施策の推進
- ④ 支援等のための体制整備 犯罪被害者等が必要とする支援を、誰でも必要な時に必要な場所で受けられるための体制整備の推進
- ⑤ 県民の理解の増進と配慮・協力の確保 教育活動及び広報活動等を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況や名譽又は平穏への配慮の重要性等について、県民の理解と配慮・協力を促す施策の推進

詳しくは、美の国あきたネット、秋田県警ホームページに掲載しております。

犯罪被害者支援の日キャンペーン活動



犯罪被害者支援の日街頭キャンペーン

平成17年10月1日(土)

秋田駅東西連絡自由通路ぼぼろーど(東口側)

NPO法人なまはげエリアのなまはげ三匹の協力や、秋田中央警察署協議会の会員の方々や警察関係者の方々、学生や婦人ボランティアの皆さんにご協力をいただき、リーフレットの配布や募金活動を行い61,551円の募金をいただきました。

市民の皆様に当支援センターの活動を理解していただく機会となりました。

犯罪被害者支援の日キャンペーンの活動の一環として、平成17年10月8日・22日、能代市と由利本荘市において、一般市民対象の被害者支援公開講座を開催しました。両会場で合計113名に参加をいただきました。

県警臨床心理士 井上栄子氏「性犯罪被害者への心理的支援～家族・地域とともに」と題した講演と、当支援センターの理事長佐藤怜の「地域で支える被害者」と題した講演が行われました。

被害者が犯罪に遭った時どんな心理状態なのか！被害者が望む支援は何か！具体的な支援の内容が提示され会場の皆様からの質問も有り、参加者は真剣なまなざしで聞き入っておりました。



直接支援に関わって～支援員の声～

6年前、初めて受けた電話相談の緊張は今でも覚えている。相手の顔が見えない、表情がわからない、声のトーンで状況を想像し受け止めることが難しく不安とあせりで落ち込んだのを思い出す。

2005年4月犯罪被害者等基本法が施行され秋田被害者支援センターも秋田県公安委員会の指定を受け犯罪被害者等早期援助団体となり県警の情報を得て支援することができるようになり被害者には今まで以上によりきめ細かい支援ができるようになった。

直接支援に関わって、被害者から「一番安心できる場所です。」と会う日を大変心待ちにしている様子で、うれしく思いました。その日によって涙で訴える時もあり、私自身も辛くなることもありましたが、被害者は「自分の話を聴いてもらえて幸せです。」と言われ、私は、ただそばに居るだけなのにこの被害者には支援になっていることを実感しました。

このような被害者を見ていて、なぜ被害者の悲惨な状況が社会に理解されていないのか、支援をしていてやりきれない気持に何度もなりました。

民間のボランティアとしての支援には、被害にあった人に何かできることがあればという思いで、被害者の立場にたって支援すること、報酬のためではなく気遣ってくれる人がいるということが、被害者にとって意味があることと言われています。専門家とは違った支援ができるボランティア支援の役割には大きなものがあると感じています。被害者支援と関わる中で、多くの素晴らしい方々とめぐり会い多くの善意にふれることにより、自分の心まで清められるような感じがします。

これからもより良い支援を目指し、支援活動を続けていきたいと思います。 K.S

警察署窓口募金贈呈



平成17年の年度当初、当支援センターより秋田県警察本部に協力を要請し、昨年5月から12月までの8ヶ月間、県警本部や運転免許センター、各警察署の窓口などに募金箱を置いていただき、善意を募りました。募金箱を見かけたたくさんの方々の善意である募金計44,833円を平成18年1月26日(木)、当支援センター研修室において、高橋三郎警務部首席参事官兼警務課長より贈呈いただきました。

ご寄付ありがとうございます

平成17年9月～平成18年2月

秋田県損害保険代理業協会、N H K 学園
C S ネットワークばっけの会秋田、船山
静子、舛屋一(敬称略：五十音順)

- ◆みちのくキャンティーンより、平成17年3月から毎月ご寄付をいただいております。その総額は、293,685円となりました。
- ◆秋田県防犯協会より犯罪被害者支援用に防犯ブザー100個が贈呈されました。
ありがとうございます。

編集後記

当支援センターのホームページをプチリニューアルしております。ぜひ、ご覧下さい。また、このセンターだよりもホームページからご覧いただけます。

(社)秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集!!

私たちの活動は、皆様の賛助会費で支えられています。支援員は、ボランティアです。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラム等のご案内を差し上げます。

電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。

面接相談

必要に応じて専門家(弁護士、精神科医、産婦人科医、臨床心理士)が対応いたします。(要予約)

付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、直接支援員による病院、法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。

特別支援

性犯罪被害者に対する治療費等の補助の実施

犯罪被害者給付金申請補助

犯罪被害者給付金申請の補助手続きをします。

自助グループへの支援

同じような被害にあわれた被害者同士が集う交流の場の提供や、活動の支援を行います。

広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報、啓発活動を行います。

支援員の育成

相談員・被害者支援ボランティアの養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行なうほか、専門講師の指導を得て、相談受理等、支援技術の向上を図っていきます。

秋田被害者支援センターの活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援いただくものです。

◆個人：1口 1,000円 ◆法人又は団体：1口 5,000円

※一口以上、何口でもお願い致します。

口座名義 (各口座共通) 社団法人秋田被害者支援センター 理事長 佐藤 恰

振込先 郵便振替口座 No. 02220-6-80225

秋田銀行 本店 普通 No. 476400

北都銀行 本店 普通 No. 0953069

秋田県公安委員会指定

犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、まずはお電話をおかけください。

電話相談 018-832-8010

月曜日～金曜日 祝日、年末年始を除く
午前10時～午後4時